

# 高須輪中土地改良区だより

No.30 令和5年6月15日  
発行 高須輪中土地改良区  
岐阜県海津市海津町馬目515番地1  
TEL 0584-53-0003 FAX 0584-53-3383



理事長 あいさつ

組合員数	3,403人
地区内農地面積	3,001.6ha
田	2,652.7ha
畑	348.9ha

令和5年4月1日現在

森 正 弘

初夏の候、組合員の皆様方におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、平素は当土地改良区の管理・運営並びに各種事業の推進に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今年度の国の農業農村整備事業の予算につきましては、国家予算の厳しい状況の中、対前年比100.1%の増額となりました。令和5年度予算の概算額は、3,323億円であり、農山漁村・地域交付金と合わせると総額4,457億円となります。令和4年度補正予算を含めて6,134億円が計上されております。平成22年度民主党政権下では2,689億円と60%以上減額されましたが、平成25年度から10年間で5,543億円にまで戻りました。しかしながら当初予算でも同等規模を確保できないと計画的な事業を立案することができませんので、今後も国に対し当初予算増額確保を強く要望していかねばならないと考えております。

また、平成29年度から始まり、国営施設応急対策事業「長良川用水地区」は令和4年度で完了しました。残りの国営施設につきましても事業完成から30年が経過し施設の老朽化が進んできておりますので、新たな事業要望を国、県に働きかけていきたいと考えております。また同対策事業の完了に伴い、事務所2階にあった長良川支所も令和5年3月末で閉所となり、それに伴い2月9日に閉所式を行って頂きました。最終年度(令和4年度)の当初予算は3億6千5百万円でしたが、追加補正を頂き5億2千9百万円で事業を実施することができました。その工事の内容は、勝賀揚水機場の取水樋門外ゲート整備を、三基工業株式会社名古屋支店が4千8百4十百万円で受注し、令和3年11月2日に着工し、令和5年2月20日に完成しました。続いて、勝賀西用水路につきましては、高田地内で用水管の布設替え工事の、303m を神野産業株式会社が1億5千7百3十百万円で、232m を岐建株式会社が1億6千6百7十百万円で受注し、両工区とも令和4年6月6日に着工し、令和5年3月10日に完成しました。続いて、勝賀揚水機場堤外ゲート上屋他設置工事を神野産業株式会社が2千5百3十百万円で受注し、令和4年7月19日に着工し、令和5年3月10日に完成しました。また同施設の計装設備更新工事(電気設備等)を名菱電子株式会社が6千2百十百万円で受注し、令和4年7月19日に着工し、令和5年3月15日に完成しました。一方で、この6年間の国営施設応急対策事業の地元負担の償還が令和5年度より始まります。当土地改良区の負担は、事業費の4.9%です。令和4年度末の見込み総事業費が29億2千百万円となっており、試算すると、1億8百万円ほどになります。これは2年据え置きの後、15ヶ年、元利均等償還で償還していくこととしております。

次に平成29年度から取り組んでおります、県営特定農業用管水路等特別対策事業(石綿管の布設替)につきましては、これは昭和55年度から61年度にかけ、県営ほ場整備事業で施工いたしました石綿管の布設替え工事を行うものですが、総延長34Km ほどあります。令和3年度までに、土倉、福江地区で施行して頂き、5,978.5m、事業費6億9千2百万円ほどで完了しました。

令和4年度の施行はなく、令和5年度につきましては、通常総代会で事業申請の議決を頂き、蛇池南部地区で県への事業申請を経て、今年度、県にて調査設計業務を計画して頂いております。残りの地区についても順次施行申請を行うこととしておりますが、申請を行うには海津市の協力が必要で、引き続き市への要望活動を強くお願いして行きたいと考えております。

次に県営農業基盤整備促進事業「暗渠排水」につきましては、帆引新田地区にて、99.0ha の再整備を事業費2億2千6百万円で、令和5年3月17日完了しました。令和5年度は、内記地区の44.7ha を令和4年度予算の繰越分と当初予算を合わせて8千万円で実施する予定としております。また、第2次(平成6年度～平成11年度)の土地改良事業で行いました暗渠排水の再整備につきましても、順次施行申請を行う予定としております。

次に、准組合員の賦課金負担につきましては、令和元年度より、担い手である31の営農組織に准組合員として加入して頂きました。そして賦課金の増額分2,000円を、営農組織と個人の担い手でご負担いただいております。本年度の総加入面積は、昨年度より10.5ha 増え、1,867.6ha と地区水田の約7割にご加入いただいている状況です。

一方、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域への活動の支援を目的に、平成19年度に水田活用の直接支払交付金「多面的機能支払交付金」が創設されました。これは、国が50%、県が25%、市が25%を負担し地元負担はなしの事業となっています。この事業の推進の為に、平成29年4月3日に27組織で高須輪中保全広域組織が発足しました。その後加入組織が増加しましたが、令和4年度は、者結、東小島地区が一時休止され、現在44組織で活動を行っております。今後、輪中全体で取り組んでいき土地改良施設の長寿命化を図って行きたいと考えております。また未加入の地域につきましては引き続き参加協力をお願いして行きたいと考えております。

今年も4月10日頃からあきたこまちの田植えが始まりましたが、4月19日までの許可水量が新大江揚水機場で0.6m<sup>3</sup>/s、勝賀揚水機場で0.35m<sup>3</sup>/s しかない中ですが周期的に春雨がありまして代掻きの送水は何とか出来ました。有限である農業用水の適切な管理のため、需要と供給を取る

ためにやむを得ずポンプを間断運転しております。利水調整規程に定められた配水ブロック(勝賀、新大江、中江揚水機場、取水ブロックの耕作者代表「9名」)会議を2月20日に開催し、意見聴取して用排水管理委員会、理事会の承認を頂き、今年度は隣接する蛇池、西島及び長久保、札野加圧揚水機場を同時運転した場合ファームポンドへの流入が悪くなるため昨年までの1日ないし2日おきのブロックローテーションを8日間のうち3日の休止がある為2日に変更いたしましたので、計画しましたブロックローテーションによる運転休止揚水機場一覧表を確認いただきお間違いないようお願いいたします。又担い手の皆様には、農業用水の取水実態にあった作付け体系の検討・調整をお願い申し上げます。

もう1点お願いですが、田植えが済んだ田での水管理で小水路畦畔から漏水が見受けられます。これは畦畔の大きな崩壊につながる恐れがあります。又、ここ数年夏季は高温が予想されますので水不足も心配されています。貴重な用水を大切に頂くためにも今一度水路を見回って畦畔の穴等をしっかりと防いで下さい。

他にも、土地改良区が抱える課題は数多くありますが、国や県、地元海津市のご支援のもと役員、総代の皆様方のご理解ご協力を頂き、堅実な管理運営をしていかなければならないと考えていますのでよろしくようお願い申し上げます。今年に入りコロナ感染者数も減少傾向でもあり通常総代会も3年ぶりの対面での開催とし、令和5年度予算につきましては3月17日の通常総代会で対前年度第3次補正予算比6.4%減の4億50万円をご承認頂きました。この予算の内容ですが、当初予算は前年当初と比べては減額予算ですが、この減額は用排水機場電気料については電気高騰による大幅な増額となっておりますが、維持管理適正化事業及び施設修繕費の事業費が減となったことが主なものです。今年度の送水開始時から例年より少ない15件の本線漏水が発生し、緊急に対応しております。今後も老朽化している施設の整備や突発的な故障の補修等について、県営事業等の高率補助事業で対応していくよう努めると共に、事務の合理化・効率化を図り、経費節減に努めて参ります。

最後になりましたが、組合員の皆様方の益々のご健勝とご活躍をご祈念申し上げますとともに、土地改良区の管理、運営に今後も格別のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。

## 第30回通常総代会の報告について

令和5年3月17日開催の通常総代会で、次の各議案が審議可決されました。

- 第1号議案 県営特定農業用管水路等特別対策事業の施行申請の議決について
- 第2号議案 高須輪中土地改良区会計細則の一部改正の議決について
- 第3号議案 令和4年度一般会計収支補正予算(第三次)専決処分承認について
- 第4号議案 令和5年度一般会計収支予算の議決について
- 第5号議案 令和5年度賦課金の賦課徴収方法とその時期の議決について
- 第6号議案 令和5年度農地転用決済金の議決について
- 第7号議案 令和5年度一時借入金最高限度額及びその方法の議決について
- 第8号議案 令和5年度金銭預入先金融機関の議決について
- 第9号議案 土地改良財産処分の議決について

## 令和5年度当初予算について

イ. 一般会計 400,500千円 単位:千円

収 入	支 出		
款 予 算 額	款 予 算 額		
土地改良事業収入	149,804	土地改良事業費支出	287,772
附帯事業収入	8,468	附帯事業費支出	1
基本財産運用収入	40,944	一般管理費支出	80,535
特定資産運用収入	2,699	土地改良事業負担金支出	502
補助金等収入	69,250	借入金返済支出	2
交付金収入	23,843	支払利息	2
寄附金収入	430	固定資産取得支出	2
業務委託料収入	10,422	基本財産積立支出	24,950
雑収入	533	特定資産積立支出	4,201
借入金収入	1	雑支出	30
基本財産取崩収入	92,603	予備費	2,503
特定資産取崩収入	1,502		
繰越金	1		
計	400,500	計	400,500

※ 収入支出差引残金なし

(裏面に続く)

## 令和5年度賦課金及び決済金について

令和5年度賦課金及び決済賦課金は、第30回通常総代会で下記の通り決定しました。

### ① 賦課金 (1,000㎡当たり)

賦課基準	賦課地積の基準日	令和5年4月1日
経常賦課金	田(1) 5,500円 畑(1) 1,650円 畑(2) 550円	大樽川堤以北の地域 田(2) 1,830円 畑(3) 550円
	納期限 前期分	令和5年6月30日 後期分 令和5年11月30日

### ② 農地転用決済金 (1,000㎡当たり)

田(1) 256,000円 田(2) 85,300円 畑(1) 76,800円 畑(2) 25,600円 畑(3) 25,600円

#### ◆賦課金について

- 用水利用の有無に関わらず高須輪中土地改良区区域内の農地に賦課金がかかります。
- 農地を異動した場合旧組合員に未納金がある場合は、新組合員に未納金の納入義務(土地改良法第42条)が生じますので、納め忘れないようご注意ください。
- 賦課基準は毎年4月1日現在の土地を対象に賦課されますので、異動、農地転用がありましたら速やかに届出をして下さい。賦課に疑問がありましたら、いつでも土地原簿の閲覧が出来ますのでご来所下さい。

#### ◆組合員の資格取得・喪失の届け出について

下記の場合は、土地改良法第43条により変更通知をしていただくことになっております。当土地改良区の総務課に所定の用紙がありますので手続きをして下さい。

- 組合員が死亡した場合
- 組合員が農地の喪失又は取得した場合(農地の異動、売却、譲与等)
- 農業者年金の受給による経営移譲の場合

#### ◆農地に異動があったときは、当土地改良区に必ずお届け下さい

農業委員会に届出(所有権、耕作権の設定)済、或いは登記の完了により土地改良区の台帳も自然に加除されるとお考えの方も多いようですが、土地改良区の台帳は組合員からの異動通知によって加除されることになっておりますので、他人に売却されても本人から通知がなければそのまま賦課されますので異動がありましたら必ずお届け下さい。

#### ◆農地転用、地区除外申請等に伴う決済賦課金について

- 決済賦課金は、今後の維持管理費について区域内農地が減少しても、用水路及び排水機等の維持管理費は減少しませんので、残存農地が負担過重とならないよう、農地転用される時その農地にかかる今後相当期間の維持管理費相当分を納めていただくものです。
- 農地を宅地、その他に転用される場合には、決済賦課金が賦課されます。
- 農地転用等により地区除外されるときは、農地転用等の通知を土地改良区に提出し意見書の交付を受けて下さい。尚、公共事業(道路、学校用地、公園、河川、水路等)用地として転用される農地についても決済金が賦課されますので、用地買収等の折には事業主体でこれを負担していただくか、決済金を含めて価格交渉をされるようお願いします。
- 農地転用決済金は、高須輪中土地改良区地区除外等処理規程による意見書等を交付するときに、その金額を徴収します。尚、県営土地改良事業施行地区で、事業完了後8年(工事完了の日の属する年度の翌年度から起算)を経過していない農地につきましては、決済金とは別に事業補助金返還金が必要になります。これについても意見書の交付と同時に、概算金を徴収し返還金が確定次第精算いたします。
- 農家住宅、分家住宅及び農業用施設については減免措置がありますので農地転用の手続きをする場合は、事前に事務局にご相談して下さい。

※一定の条件を満たす農地転用決済金等については、譲渡所得の金額の計算上、譲渡費用となります。

詳しくは、**税務署の資産課税(担当)部門**にお尋ねください。

## 賦課金に関するお知らせ

#### ●納付できる場所(口座振替契約のされていない方)

高須輪中土地改良区事務所・大垣共立銀行海津支店・西美濃農業協同組合海津中支店  
尚、上記以外の金融機関でも納付できますが別途振込手数料がかかります。

#### ●預金口座振替の契約をされている方は、納期日に指定された金融機関の預金口座から振替されます。(通知書に記載する預金口座振替の番号は、個人情報保護のため下3桁を\*\*\*で表示しております)

#### ●口座振替契約のできる取扱金融機関

大垣共立銀行・西美濃農業協同組合・ぎふ農業協同組合・桑名三重信用金庫・大垣西濃信用金庫・十六銀行の本支店  
尚、上記の金融機関で賦課金の預金口座振替の申し込みをしていただきますと手数料はかかりません。

#### ●預金口座振替のお申込み

当土地改良区で用意しております「預貯金口座振替依頼書」「納付書送付依頼書」に必要事項を記入の上、預金通帳、印鑑(届出印)をご持参の上、各金融機関窓口へ提出して下さい。

※ 賦課金等についてのお問い合わせは直接当土地改良区総務課までお願いします。

#### ※ 組合員様への報告(債権の運用について)

第66回利付国債・額面17億円について、償還日令和14年12月で満期が来るため、証券会社より償還期限が10年を切つてくると売却単価が100円に近づくことから理事会で幾度か協議して運用を決定し、今年1月に運用をいたしましたので下記の通り報告します。

売却単価108.388円、精算金額1,844,943,395円で売却し、東京都公募公債・額面20億円、購入単価80.768円、精算金額1,621,452,492円と、愛知県債・額面2億円、購入単価80.869円、精算金額161,887,501円で購入いたしました。

合計で額面17億円から22億円の基本財産積立金として保有しております。また、債券の信用度は、国債、東京都公債ともにA+で愛知県債は、AA+となっております信用度は同等と考えております。なお、差引 61,603,402円は基本財産、排水対策基金として保有しております。

## ※ 令和3年度決算について(令和4年9月14日第30回臨時総代会で承認)

### 一般会計

単位:円

収	入	支	出
款	決算額	款	決算額
土地改良事業収入	151,782,050	土地改良事業費支出	181,549,160
附帯事業収入	7,705,908	附帯事業費支出	20,336,800
基本財産運用収入	49,012,000	一般管理費支出	65,891,654
特定資産運用収入	3,046,189	土地改良事業負担金支出	0
補助金等収入	65,107,620	借入金返済支出	0
交付金収入	36,717,000	支払利息	0
寄附金収入	557,120	固定資産取得支出	0
業務受託料収入	10,774,025	基本財産積立支出	24,242,000
雑収入	3,155,845	特定資産積立支出	12,909,671
借入金収入	0	雑支出	5,430
基本財産取崩収入	7,200,000	予備費	0
特定資産取崩収入	3,430,000		
(A) 当期収入合計	338,487,757	(C) 当期支出合計	304,934,715
前期繰越収支差額	14,650,352	(A)-(C) 当期収支差額	33,553,042
(B) 収入合計	353,138,109	(B)-(C) 次期繰越収支差額	48,203,394

収支差引残金 48,203,394円は、次年度へ繰越

## 令和5年度用水計画について

### 1. 運転日及び運転時間

※灌漑用水時期の運転休止日を21年度より変更しております。

	用水時期	運転時間	運 転 日
事前通水	3月29日～3月31日	午前8時30分～午後5時	苗場、代掻き用水は、毎日運転します。灌漑用水は、火曜日・土曜日の週2日間を休止日とその他の日は運転します。なお、雨天の場合は降雨量、大雨予報等で判断し運転を中止又は一時休止する場合があります。また、機械操作の都合上、30分程度の時間のずれが生じる場合がありますのでご理解下さるようお願いいたします。
苗場用水	4月1日～4月9日	午前8時～午後5時	
代掻き用水	4月10日～5月31日	午前6時～午後6時	
灌漑用水	6月1日～7月21日	午前8時～午後6時	7月22日～9月9日の午後5時以降は畑作のみの利用となりますので、水田のバブルを閉めるよう皆様のご協力をお願いします。 ※下記記載の5機場が対象となります。
	7月22日～8月31日	午前8時～午後7時	
	9月1日～9月30日	午前8時～午後6時	
	10月1日～10月10日	午前8時～午後6時	

※ 勝賀・野寺・須脇・蛇池・松山中島加圧揚水機場は4月10日～10月10日の運転となります。

※7月22日～9月30日の期間は、ブロックローテーションによる運転休止日を設けておりますので休止日が異なりますので、ご注意ください。

### 2. 故障・修理等の連絡先

運転日は、日、祝祭日(土曜日は除く)でも管理センターに職員がおりますのでご連絡下さるようお願いいたします。

土地改良区電話 TEL 0584-53-0003(代)

土地改良区携帯電話 TEL 090-7042-1591

TEL 090-2342-4765

※電気料金高騰に伴うポンプ運転方法の見直しについて(電気料金が前年度比べR4は1.3倍以上となっております)

電気料金高騰により節電・節水への取り組みが必要となっております。営農状況や気象状況に応じた効率的なポンプ運転に御協力をお願いします。

- ① 運転時間の時間短縮「代掻き用水時間終了を1時間短縮しました。」
- ② 気象状況や用水需要等に応じたきめ細やかな運転管理「大雨や連続した降雨が見込まれる場合及びその後の状況によるポンプの停止」

## ホームページ開設の案内

水土里ネット高須輪中では、平成20年10月にホームページを開設しました。トピックスを始めとし、用水計画、土地改良区の申請手続き関係様式など最新データをご覧いただけます。 <http://www.takasuwayju.or.jp>